

碧南市公告第207号

碧南市水道ビジョン策定委員会設置規程を次のように定める。

令和元年8月5日

碧南市長 禰 亘 田 政 信

碧南市水道ビジョン策定委員会設置規程

(設置)

第1条 清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的として、水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行うことによって、水道の基盤を強化することを目指す新たな碧南市水道ビジョン（以下「水道ビジョン」という。）を策定するに当たり、広い分野からの意見を反映させるため、碧南市水道ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、水道ビジョンの策定及び検証に関して審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民の代表

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱の日から水道ビジョンの策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が任命し、副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は識見を有する者

の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、開発水道部水道課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年8月5日から施行する。
- 2 この規程は、水道ビジョンの策定が完了した日にその効力を失う。